

四 交通安全対策特別交付金について

1 概要

交通安全対策特別交付金とは、交通反則金収入を原資として、地方公共団体が単独事業として行う道路交通安全施設整備の経費に充てるため、都道府県及び市町村に年2回（9月、3月）交付されるものである（道路交通法附則第16条、同第17条、同第18条）。その使途は、「交通安全対策特別交付金等に関する政令」に定めるものである。

2 沿革

（1）創設

道路交通法の一部を改正する法律（昭和42年8月1日法律第126号）により、交通反則通告制度が実施され、道路交通反則行為に対する反則金に係る国庫の収入相当額を交通安全対策特別交付金として、当分の間、地方公共団体に交付することとした。

（2）改正

① 昭和49年度

- ・ 交付金の使途対象施設の拡大
- ・ 交付金の最低交付限度額の引き上げ

② 昭和51年度

- ・ 交付金の使途対象施設の拡大

③ 昭和56年度及び昭和57年度

- ・ 交付金の最低交付限度額の引き上げ

④ 昭和58年度

- ・ 地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和58年法律第36号）の制定及び関係法律、政令等の改正により、9月と3月の年2回に分けて交付されることとなった。また、普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額に算入されることとなった。

⑤ 昭和61年度

- ・ 交付金の使途対象施設の拡大

⑥ 昭和62年度

- ・ 地方公共団体における交通安全施設整備の均衡のとれた推進を図るため、配分要素として新たに「改良済道路延長」が加えられ、配分割合が「交通事故発生件数」を4分の2、「人口集中地区人口」と「改良済道路延長」をそれぞれ4分の1とすることに改められた。

⑦ 平成3年度

- ・ 交付金の使途対象施設の拡大

⑧ 平成8年度

- ・ 交付金の使途対象施設の拡大

⑨ 平成 16 年度

- ・交通安全対策特別交付金に係る国の報告徴収及び国への返還の規定を廃止

⑩ 平成 19 年度

- ・道路法の規定に基づき、一般国道又は都道府県道を市が特例的に管理する場合についての交付基準の追加

⑪ 平成 23 年度

- ・道路法の規定に基づき、都道府県道を町村が特例的に管理する場合についての交付基準の追加

3 岡山県の交付状況

令和 7 年度交通安全対策特別交付金の市町村分総額は、3 億 1626 万円で前年度に比べ 1.12% の増となった。交付団体、交付金額及び岡山県基準額は第 26 表のとおりである。

4 市町村交付額の算出方法

指定都市以外の市町村交付額（千円未満切り捨て） =

$$\begin{aligned} & (\text{県基準額} - \text{指定都市の指定都市基準額}) \times \frac{1}{3} \times \\ & \left\{ \frac{\text{当該市町村における交通事故の発生件数}}{\text{県内の指定都市以外の市町村における交通事故の発生件数の合計数}} \times \frac{2}{4} + \right. \\ & \quad \frac{\text{当該市町村の人口集中地区人口}}{\text{県内の指定都市以外の市町村の人口集中地区人口の合計数}} \times \frac{1}{4} + \\ & \quad \left. \frac{\text{当該市町村が管理する改良済道路の延長}}{\text{県内の指定都市以外の市町村が管理する市町村道に係る改良済道路の延長の合計}} \times \frac{1}{4} \right\} \end{aligned}$$

ただし、道路法第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定により、一般国道又は都道府県道の管理を行う市及び都道府県道の管理を行う町村への交付額は、次の式によって算定した額を加算する。

市町村交付額加算分（千円未満切り捨て） =

$$\begin{aligned} & (\text{県基準額} - \text{指定都市の指定都市基準額}) \times \frac{5}{12} \times \\ & \left\{ \frac{\text{当該市町村における交通事故の発生件数}}{\text{県内の指定都市以外の市町村における交通事故の発生件数の合計数}} \times \frac{2}{4} + \right. \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
& \frac{\text{当該市町村の人口集中地区人口}}{\text{県内の指定都市以外の市町村の人口集中地区人口の合計数}} \times \frac{1}{4} + \\
& \left. \frac{\text{当該市町村の区域内の一般国道及び県道に係る改良済道路の延長}}{\text{県内の指定都市以外の市町村の区域内の一般国道及び県道に係る改良済道路延長の合計}} \times \frac{1}{4} \right\} \\
& \times \frac{\text{当該市が道路法第 17 条第 2 項の規定により管理する一般国道及び県道に係る改良済道路延長} \\
& \text{又は 当該町村が同条第 3 項の規定により管理する県道に係る改良済道路延長}}{\text{当該市の区域内の一般国道及び県道に係る改良済道路の延長}}
\end{aligned}$$

$$\text{指定都市交付額（千円未満切り捨て）} = \text{指定都市基準額} * \times \frac{3}{4}$$

$$* \text{指定都市基準額（千円未満切り捨て）} = \text{県基準額} \times$$

$$\left\{ \begin{aligned}
& \frac{\text{指定都市における交通事故の発生件数}}{\text{県における交通事故の発生件数}} \times \frac{2}{4} + \\
& \frac{\text{指定都市の人口集中地区人口}}{\text{県の人口集中地区人口}} \times \frac{1}{4} + \\
& \frac{\text{指定都市の区域内の改良済道路の延長}}{\text{県の区域内の改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \end{aligned} \right\}$$

（注）交通事故の発生件数：当該年度の前年及び前々年に発生した交通事故件数を合算したものの2分の1に相当する数値

人口集中地区人口：最近の国勢調査の結果による人口集中地区人口

改良済道路の延長：前年度の4月1日以前において供用の開始があった道路のうち、道路構造令の規定による基準に適合するもの又はこれに準ずるものの延長

なお、9月に交付すべき交通安全対策特別交付金の額が25万円未満となる市町村に対しては、当該年度において交通安全対策特別交付金を交付しないこととなっている。

第26表 交通安全対策特別交付金市町村別内訳表

(単位:千円)

市 町 村 名	9月交付額			3月交付額			9月+3月交付額		
	令和7年度	令和6年度	増 減	令和7年度	令和6年度	増 減	令和7年度	令和6年度	増 減
岡山市	102,542	100,086	2,456	94,543	91,289	3,254	197,085	191,375	5,710
倉敷市	31,489	32,326	△ 837	28,931	29,477	△ 546	60,420	61,803	△ 1,383
津山市	4,505	4,784	△ 279	4,138	4,370	△ 232	8,643	9,154	△ 511
玉野市	2,463	2,350	113	2,263	2,144	119	4,726	4,494	232
笠岡市	2,060	1,977	83	1,892	1,806	86	3,952	3,783	169
井原市	1,651	1,608	43	1,516	1,473	43	3,167	3,081	86
総社市	3,710	3,802	△ 92	3,408	3,471	△ 63	7,118	7,273	△ 155
高梁市	1,307	1,325	△ 18	1,200	1,213	△ 13	2,507	2,538	△ 31
新見市	2,007	1,967	40	1,843	1,802	41	3,850	3,769	81
備前市	791	902	△ 111	726	825	△ 99	1,517	1,727	△ 210
瀬戸内市	963	1,017	△ 54	885	930	△ 45	1,848	1,947	△ 99
赤磐市	2,127	2,260	△ 133	2,003	2,115	△ 112	4,130	4,375	△ 245
真庭市	1,566	1,743	△ 177	1,437	1,598	△ 161	3,003	3,341	△ 338
美作市	1,152	1,167	△ 15	1,058	1,072	△ 14	2,210	2,239	△ 29
浅口市	1,044	911	133	959	833	126	2,003	1,744	259
市計	159,377	158,225	1,152	146,802	144,418	2,384	306,179	302,643	3,536
和気町	521	498	23	478	456	22	999	954	45
早島町	985	1,081	△ 96	905	986	△ 81	1,890	2,067	△ 177
里庄町	407	335	72	374	305	69	781	640	141
矢掛町	524	512	12	481	469	12	1,005	981	24
新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	506	504	2	465	463	2	971	967	4
勝央町	396	663	△ 267	364	338	26	760	1,001	△ 241
奈義町	343	323	20	315	296	19	658	619	39
西栗倉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	418	334	84	384	306	78	802	640	162
美咲町	690	715	△ 25	631	657	△ 26	1,321	1,372	△ 51
吉備中央町	466	458	8	428	423	5	894	881	13
町村計	5,256	5,423	△ 167	4,825	4,699	126	10,081	10,122	△ 41
県計	164,633	163,648	985	151,627	149,117	2,510	316,260	312,765	3,495

岡山県基準額	321,874	323,035	△ 1,161	295,926	294,382	1,544	617,800	617,417	383
--------	---------	---------	---------	---------	---------	-------	---------	---------	-----